

アクアメディエクス 会則

第1章 総則

第1条(名称・所在地)

本クラブは、『アクアメディエクス』(以下、本クラブ)と称し、所在地を水戸市東原3丁目2番2号とします。

第2条(運営・管理)

本クラブの施設は、北水会グループ株式会社スイコウアセット(以下、会社)が運営・管理にあたります。

第3条(理念・目的)

本クラブは入会された会員が本クラブの施設を利用し、健康の維持・増進、会員の親睦を深め、安全かつ快適な利用環境を維持することを目的とします。

第2章 会員

第4条(会員の入会資格及び施設利用権利)

以下の条件を満たす方がご入会頂けます。

- 1) 本規約及び本クラブ諸規則を遵守する方。
- 2) 高校生以上の方。〔尚、未成年者(18歳未満)の場合は親権者の同意が必要〕
- 3) 本クラブの施設利用に耐え得る健康状態であることを本クラブに申告された方。
- 4) 医師等から運動を禁じられてない方、及び、本クラブの施設利用に支障がない運動能力を有する方。
- 5) 暴力団、その他これに類似する団体あるいはその構成員でない方。
- 6) 刺青・タトゥー(ファッションタトゥーを含む)をしていない方。
- 7) 過去に除名されたことがない方。(他社を含む)
- 8) 伝染病及び伝染性皮肤病患を有しない方。(完治してからのご入会をお願い致します)
施設利用に支障をきたす精神、身体の状態でない方。
- 9) 介助が必要でない方。
- 10) 外国人国籍の方は、在留カードを取得し提出できる方。
- 11) その他本クラブが会員として相応しいと判断できる方。

第5条(会員の種類)

個人会員のみ。個々の会員種別の詳細に関しては、細則に定めるものとします。

ただし、高校生会員は毎年1月に学生証を提示し、卒業に伴ない会員区分の変更をして頂きます。家族会員は主会員が在籍(同居、2等身)していることを条件とし、主会員の退会により、その資格を喪失するものとします。ただし、クラブが認めた場合に限り、当該家族会員は通常会員として継続できます。

期日までに会員区分変更届が提出できない場合は翌月より自動的にレギュラー会員に変更になります。

8回、12回回数会員の利用回数の翌月以降への繰り越しはできません。

設定回数を超える利用の際には都度利用料(550円税込)をお支払いいただくことでご利用いただけます。

第6条(入会手続き)

本クラブに入会を希望するものは、所定の申込手続きを行い、本クラブの承認を得るとともに、会社が定める入会金及び諸費用を払い込まなければなりません。なお、入会金及び諸費用はいかなる場合も原則返還致しかねます。(但し、当クラブ都合による入会取消の場合を除く)

第7条(入場の禁止及び退場)

本クラブは以下の各項に該当する方の入場を禁止又は退場を命じることが出来ます。

- 1) 本規約及び本クラブ諸規則を遵守しない方。
- 2) 刺青・タトゥーをされてる方。
- 3) 暴力団、その他これに類似する団体あるいはその構成員の方。
- 4) 医師等から運動を禁じられている方。及び運動能力の低下により本クラブの施設利用に支障が出たとき。
- 5) 伝染病・その他、他人に伝染・感染する疾病を有する方。
- 6) 酒気を帯びている方。
- 7) 本クラブが不適当と認めた方。その他、正常な施設利用が出来ないと本クラブが判断したとき。
- 8) 高校生未満の方。ただし、本クラブが認めた方を除く。
- 9) 他の会員の諸施設利用を妨げる行為をしたとき。
- 10) 本クラブの従業員の指示に反する行為をしたとき。
- 11) 一時的な筋肉の痙攣や意識の喪失等の症状を有するとき。

第8条(会員カードについて)

本クラブは会員に対して、バーコードを発行します。

会員カードの取扱いは次の通りです。

- 1) 会員が本クラブを利用するときは、必ず会員カードまたはバーコードをフロントにてセルフでリーダーに読み込んで頂き入館(チェックイン)・退館(チェックアウト)をして頂きます。
- 2) 会員が会員カードの発行を希望する場合は、発行手数料550円(税込)により発行いたします。
尚、会員カードを紛失し、再度発行を希望する場合は所定の手続き・手数料550円(税込)により再発行させて頂きます。
- 3) 会員は会員カードまたはこれに準ずるものを、第三者に貸与又は譲渡することは出来ません。
- 4) 会員証、バーコードを忘れた場合、お名前・ご住所をご記入頂きます。ご記入頂けない場合は、ご入館をお断り致します。

第9条(会員資格の喪失)

会員は次の場合に、その資格を喪失します。

- 1) 退会
- 2) 除名
- 3) 死亡
- 4) 本クラブの閉鎖

第10条(会員資格の停止及び除名)

本クラブは、会員ならびにビジターが次の各項の一つに該当すると認めた場合は、会員たる資格の一時停止または除名することが出来ます。

尚、除名にあたって会費等の未払い金がある場合は、これを完納しなければなりません。

- 1) 2カ月以上会費を滞納したとき。
- 2) 本クラブの施設、会社の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 3) 本会則、その他本クラブの定める規則に違反したとき。
- 4) 本クラブが会員として相応しくない健康状態と判断したとき。
- 5) その他会員としての品位を損なうと認められる行為があったとき。
- 6) 本クラブに対して、虚偽の申告や重大な事実の隠匿をしたことが判明したとき。
- 7) 本クラブ内において会社の許可を得ずに政治活動、宗教活動、営利活動を行ったとき。
- 8) 他の会員との協調を欠き、その他運営管理の秩序を乱したとき。
- 9) 本クラブの設備等を故意に損壊したとき。
- 10) 入会後に資格条件に適合しない事由が判明したとき。
- 11) 他の会員及び従業員に対し恫喝、威嚇及び不快な言動をしたとき。
- 12) 施設利用に際して不当且つ不合理な要求をなす等をして会社・従業員を著しく困惑させたとき。
- 13) 他の会員、従業員または関係者に対して、暴力、脅迫、侮辱、差別的言動、過剰な要求等のハラスメント行為(いわゆるカスタマーハラスメントを含む)を行ったとき

第11条(各種届出)

- 1) 会員登録情報に変更が発生した際は本クラブが別途定める期限までに本クラブ所定の書面による手続き及び手数料(1,100円税込)が必要になります。尚、電話・FAX・メール等の受付はございません。
- 2) 会員がこの届出を怠ったことにより、会員に損害が生じた場合、本クラブは、当該損害について一切の責任を負いません。また、これによって生じた本クラブの損害については、会員は本クラブに対して賠償しなければなりません。
- 3) 退会の場合、会費等の未払い金がある場合は、これを完納しなければなりません。

第12条(会員資格の譲渡)

会員資格の譲渡ならびに担保等に供することは出来ません。

第13条(会員以外の施設利用)

本クラブが必要と認めた場合は、会員以外の人に施設を利用させることが出来ます。

第14条(責任事項)

- 1) 本クラブは、会員が本クラブの施設内に入場した後にスポーツジム機器等の操作によって生じた傷害については、その会員が本クラブの従業員の指示に従っていたと認められる場合に限り、クラブが加入している傷害保険の範囲内において、その責を負うこととします。
- 2) 本クラブは、会員がクラブの施設内に入場した後に生じたその会員に係わる傷害、盗難等の人的、物的事故については、前条を除き、一切の責任を負わないこととします。
- 3) 会員は、クラブの施設内に入場した後、自己の責に帰すべき事由により、本クラブに損害を与えた場合には速やかにクラブの請求に基づいて、その賠償の責を負うこととします。
- 4) 未成年(18歳未満)の会員の保護者は、前3項の定めに基づいてその会員と連帯して賠償の責を負うこととします。
- 5) 前4項の規定は、第13条の利用者にも準用します。

第3章 会員の権利・義務・会費等

第15条(月会費)

- 1) 会員は細則に定める月会費を定められた期日までに本クラブに納入する義務があります。
- 2) 本クラブの責めに帰す事由がある場合を除き、返還いたしません。
- 3) 退会月までの月会費は会員の本クラブ利用回数に関係なく、支払わなければなりません。
- 4) 会員制クラブですので、ご利用のない月も会費のお支払いは必要となります。

第16条(変更事項)

- 1) 会員は住所・連絡先・銀行口座番号その他入会申込書記載事項に変更があった場合は、速やかにクラブに届け出る必要があります。
- 2) 高校生会員や家族会員の方で、卒業、退会等の理由で変更になった場合は、速やかに届け出る必要があります。

第17条(会員情報の収集・利用・提供及び登録に関する同意)

会員は申し込み時に会員が記入する氏名・生年月日・住所・電話番号等の情報(以下、『会員情報』という)の収集・利用・提供及び登録に関し、次の内容に同意するものとします。

- 1) 本クラブは、会員情報を厳重に管理します。
- 2) 本クラブは、会員情報を本会則に従い、クラブの運営に利用します。運営義務には、会員カードや更新案内の送付、定期刊行物の送付、その他各種ご案内などの送付を含みます。
- 3) 本クラブは、会員に対してより良好なサービスを提供するために会員情報のうち特定個人を識別することができない方法により会員情報を統計データとして開示することがあります。
- 4) 前項に定める場合の他、法令に基づく要請等、正当な理由がある場合には会員情報を第三者に開示することがあります。

第18条(入会金・事務手数料・会費・料金等の変更)

本クラブは、合理的な理由がある場合に限り入会金・事務手数料・会費及び料金を変更することが出来ます。この場合、変更前に掲示等により会員等にお知らせします。

第19条(利用制限)

本クラブは、講演会などの本クラブの企画する行事を開催する場合、並びに運営管理上必要と認めた場合には、施設の全部又は一部の利用若しくは利用時間を制限することがあります。

第20条(会員の事故)

本クラブ内および駐車場で発生した障害・盗難・その他事故については会社側に責任が認められない場合、会社は一切の責任を負いません。

第21条(管轄裁判所)

本クラブの運営、管理について、会員に係わる損害につき紛争が生じた場合は、クラブの所在地を管轄する地方裁判所を、合意管轄裁判所とします。

第4章 その他

第22条(ビジター制度の利用)

- 1) 一日限りの利用としてビジター制度を利用出来ます。会員同様、高校生未満は利用することが出来ません。
- 2) ビジター制度は会社が別に定める施設利用料金を支払うものとします。

第23条(施設の閉鎖)

本クラブは、次の場合クラブ諸施設の全部、または、一部を閉鎖することが出来ます。

- 1) 気象・災害・その他により開場が不可能と認められたとき。
- 2) 施設の改造または補修のとき。
- 3) 法令の制定改廃などによるとき。
- 4) 行政指導等のとき。
- 5) 経営上重大な理由のとき。
- 6) 併設施設が閉鎖のとき。

第24条(規約等の改正)

- 1) 本会員規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な事項はクラブがこれを定めます。
- 2) 本クラブは、予告することにより、本規約及び細則、利用規程を改正、変更若しくは廃止することが出来ます。また、その効力はすべての会員に適用されます。

第25条(告知方法)

本会則に関する告知は、クラブ内に掲示する方法により行うものとします。

第26条(禁止事項)

本クラブは会員が施設内において次の各号の行為を行うことを禁止致します。

- 1) 許可なく館内の撮影をすること。また、SNS投稿や撮影物の無断公開をすること。
- 2) 許可なく物品や販売や営業行為、勧誘行為、政治活動、署名活動を行うこと。
- 3) 他の会員や従業員を誹謗中傷すること。
- 4) 他の会員や従業員に対して暴力行為、迷惑行為、威嚇行為をすること。
- 5) 他の会員や従業員が恐怖を感じる危険な行為をすること。
- 6) 他の会員や従業員を待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為をすること。
- 7) 従業員の業務の妨げになる行為をすること。
- 8) 他の会員の利用の妨げになる行為をすること。
- 9) 痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為をすること。
- 10) 本クラブの施設、器具、備品の損壊や落書きや造作、備品の持ち出しをすること。
- 11) 動物を館内に持ち込むこと。
- 12) 刃物、爆発物、鈍器等の危険物を持ち込むこと。
- 13) 館内での喫煙。
- 14) 指定箇所以外での携帯電話の使用。
- 15) 営業終了時間を過ぎての利用。
- 16) その他、本クラブが会員として相応しくないと認める行為。

付則

(施行期日)

本規約は平成22年1月10日から施行する
本規約は平成31年4月1日から改定施行する
本規約は令和4年6月1日から改定施行する
本規約は令和4年9月1日から改定施行する
本規約は令和5年6月1日から改定施行する
本規約は令和7年9月1日から改定施行する
本規約は令和7年12月1日から改定施行する

アクアメディエクス 細則

第1条(営業時間)

営業時間は下記のとおりとします。

ジム及びプールの利用、プロショップでの販売は閉館の1時間前(日曜・祝日は30分前)をもちまして終了します。

月・火・水・金	土	日・祝日
9:00~23:00		8:30~19:00

第2条(定休日)

本クラブの定休日は、毎週木曜日、お盆中、年末年始とします。その他の休業日については、会則第23条によるものとします。

第3条(入会金及び会費)

入会時に入会金として、5,500円 事務手数料として3,300円お支払いいただきます。

入会金、事務手数料の返金は致しません。ビジター料金は、4,400円。会員同伴の場合は半額となります。

入会初期費用のクレジット払いをご希望の方はWEB入会、もしくはお手続き前にスタッフにお伝えください。

会員名	月会費	
レギュラー会員	12,650円	※料金に関しては、すべて税込価格
デイ会員	10,450円	
ナイト会員	9,350円	
ホリデイ会員	7,150円	
家族会員	9,350円	※会員の同居家族
U-25会員	8,250円	
高校生会員	5,500円	
月8回会員	9,350円	※月8回まで
月12回会員	11,000円	※月12回まで

第4条(施設利用)

会員名	月・火・水・金	土	日	祝
レギュラー会員	9:00~23:00		8:30~19:00	
家族会員				
U-25会員				
高校生会員				
月8回会員				
月12回会員				
デイ会員	9:00~17:00	—	—	8:30~19:00
ナイト会員	17:00~23:00	—	—	8:30~19:00
ホリデイ会員	—	9:00~23:00	—	8:30~19:00

第5条(料金の支払)

会費は前払いとし、前月の26日・27日に会員が指定した口座から自動振替されるものとします。

また金融機関休業日の場合は、翌営業日に自動振替となります。

クレジット払いの場合はクレジット会社の定める日に自動振替とします。

第6条(退会)

- 1) やむを得ない事情により退会する場合は、ご本人様より所定の手続きの上、退会する当月10日までに本クラブに提出ください。
- 2) 退会する月の最終来館時に会員カードを返却ください。
- 3) 電話・FAX・メールでの受付は致しかねます。

第7条(休会)

- 1) やむを得ない事情により休会する場合は、ご本人様より所定の手続きの上、休会する前月10日までに本クラブにご提出ください。
- 2) 休会は毎月1日よりとし、期間は最長6ヶ月が限度になります。
- 3) 休会中の会費は月額1,100円(税込)となります。
- 4) 体調不良や病気・怪我で医師より一時的に運動の停止を告げられた際、医師の判断を所定の用紙に記入してください。提出して頂くことで最大一年間(12ヶ月)無料で休会できるものとします。
尚、休会の際の手数料は無料です。
期間満了の1ヶ月前に休会明ける旨のご連絡します。その際に再度医師の判断を記入した所定の用紙を提出して頂くことで無料で休会の延長が可能となります。

第8条(変更事項)

- 1) 住所または連絡先など入会申込書記載事項に変更のあった場合ご本人様より速やかにお届けください。
- 2) 本クラブから会員への連絡通知は、会員から届出のあった住所または連絡先宛に発送することにより会員に届いたものとして取扱うものとします。
- 3) 会員の支払いにかかる預金口座の銀行および預金口座、会員種別の変更があった場合、変更する前月10日までにご本人様より所定の手続きの上、クラブに提出してください。
尚、変更手数料は(1,100円税込)となります。
- 4) 電話・FAX・メールでの受付は致しかねます。

第9条(復会)

- 1) 休会期間が満了したときは自動的に復会となります。
- 2) 休会期間満了前に復会を希望するときは、その月の休会費と月会費の差額を支払えば復会可能となります。

第10条(改正)

本細則の変更および追加はクラブの定めるところにより、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

付則

本細則は、平成22年1月10日から施行する
本細則は、平成27年10月1日から改定施行する
本細則は、令和3年6月1日から改定施行する
本細則は、令和4年9月1日から改定施行する
本細則は、令和6年1月5日から改定施行する
本細則は、令和7年7月1日から改定施行する
本細則は、令和7年12月1日から改定施行する

アクアメディエクス 利用規程

第1条(目的)

この規定は、会員全員が本クラブを楽しく気持ちよく利用し、また他の会員に迷惑を掛けることの無い様、利用上の注意事項およびマナーを定めるものとします。

第2条(貴重品について)

本クラブでは貴重品のお預かりは行っておりません。施設内及び同敷地内において発生した紛失及び盗難事故については、一切の損害賠償の責を負いかねますので、ご理解ください。

第3条(クラブにおいて)

クラブ内では、下記の注意事項をお守りください。

- 1) 施設内は、全館土足禁止のため、ご自分の室内用シューズ、またはスリッパ等に履き替えてください。
- 2) 館内での携帯電話の着信、通話は他の会員の迷惑にならない様、マナーに十分配慮ください。
ラウンジのみ通話可能となっており、それ以外の場所での通話は禁止となります。
- 3) カメラ・携帯電話等での撮影・録音・これに類似する行為は禁止となります。
(本クラブが認めた場合のみ可)
- 4) 他の会員の迷惑となる大声での会話や、トラブルの原因になる他の会員に対して注意する行為は禁止となります。
- 5) 施設内は全館禁煙となっておりますので、施設内での喫煙は禁止となります。
- 6) 運動中の水分補給以外の飲食はご遠慮ください。軽飲食をされる場合は本クラブの施設外となります。
- 7) 酒気を帯びた方の入場は禁止となります。

駐車場・駐輪場では下記の注意事項をお守りください。

- 1) 場内は併設施設との共有駐車場となります。
- 2) 駐車場・駐輪場での事故、盗難について本クラブでは責任を負いかねます。
- 3) 場内では徐行での走行となります。
- 4) 大声での会話やアイドリング・バイクの空ふかしなどの近隣にご迷惑となることは禁止となります。
- 5) 指定された駐車位置(白線内)に正しく駐車してください。

第5条(運動する前に)

安全で楽しく運動をするために、下記の注意事項を守ってください。

- 1) 運動前、運動後には軽い体操・ストレッチを行ってください。
- 2) 気分が優れない時や運動中気分が悪くなった時は速やかに運動を中止しスタッフまでお申し出ください。
- 3) 疲れているときや睡眠不足、空腹での運動は危険ですでお止めください。

第6条(ジムエリアにおいて)

ジムエリアにおいて、下記の注意事項をお守りください。

- 1) 運動に適した服装、室内用シューズ着用、汗拭きタオルをお持ちください。
- 2) トイレ内での着替えはご遠慮ください。
- 3) マシン、器具の数には限りがございますので譲り合ってご利用ください。
- 4) マシン利用後は備え付けの消毒用タオルにスプレーを吹きかけお拭き取りください。
- 5) 冷水器はお近くの紙コップを使用しご利用ください。尚、うがいのご遠慮ください。
- 6) ビン、缶の飲料の持ち込みはご遠慮ください。(ペットボトル・水筒は可)
- 7) 携帯電話の持ち込みは可能ですが、通話の際はラウンジへご移動ください。
- 8) トレーニングマシンに座ったままの携帯電話の操作はご遠慮ください。
- 9) フリーウェイトエリア外へのダンベル・バーベル・プレートの持ち出しはご遠慮ください。
- 10) フリーウェイトマシンの利用時間は20分までです。利用時に備え付けのタイマーをセットしてください。
- 11) フリーウェイト各マシンの耐荷重を守ってご利用ください。
- 12) スミスマシンでの懸垂、ぶら下がりはご遠慮ください。
- 13) ベンチプレス・スミスマシンをご利用の際は必ずセーフティラックをご使用ください。
- 14) ウェイトプレート装着時のトレーニングでは必ずストッパーをご使用ください。
- 15) ベンチプレスではベンチプレス以外のトレーニングはご遠慮ください。
また、ベンチプレス以外へのオリンピックバーの使用はご遠慮ください。
- 16) クロスオーバーケーブルは備え付けのアタッチメントを付けてご利用ください。

第7条(コンディショニングエリアについて)

コンディショニングエリアにおいて、下記の注意事項をお守りください。

- 1) ご利用の際は利用表に開始・終了時間を記入してからご利用ください。
- 2) 利用時間は20分までです。
- 3) 利用後は備え付けの消毒用タオルにスプレーを吹きかけマット・ツールをお拭き取りください。
- 4) マットはマークに合わせて敷いてください。
- 5) 大声での会話はご遠慮ください。
- 6) 休憩場所ではございません。休憩での利用はご遠慮ください。

第8条(スタジオにおいて)

スタジオにおいて、下記の注意事項をお守りください。

- 1) スタジオレッスンの途中入退場は安全確保のため禁止です。(体調不良時は可)
- 2) タオル・飲み物・シューズを必ずお持ちください。レッスンによってはシューズが不要な場合もあります。
- 3) スタジオ内での携帯電話の操作はご遠慮ください。
- 4) 予約制レッスンは会員専用アプリにて事前予約が必要となります。
レッスンの開始30分前までに会員専用アプリ【SmartHello】よりお申込みください。
予約制レッスンをキャンセルされる場合は会員専用アプリ【SmartHello】よりレッスン開始30分前までにキャンセルしてください。
予約制レッスンで定員に満たない場合は先着順にてご参加いただけますのでスタッフまでお声掛けください。
- 5) 場所取り抽選の際は、走らずに「V」マークへ場所を確保してください。
希望場所が他の方と重なってしまった場合はスタッフが仲介します。
- 6) 場所取り抽選後の場所の交換はご遠慮ください。
- 7) レッスン中は汗が飛び散らないようご配慮ください。
- 8) レッスン中は周りの方との距離を保ち、ハイタッチはご遠慮ください。
- 9) レッスン時に使用するツールに関しては、担当インストラクターの指示のもとお取り扱いください。
ツール使用後は備え付けの消毒用タオルにスプレーを吹きかけツールをお拭き取りください。
- 10) 消毒用タオルは1レッスン1枚までとなります。

第9条(プールエリアにおいて)

プールエリアにおいて、下記の注意事項をお守りください。

- 1) 不織布マスク以外のマスクがご利用可能です。
- 2) 水着(ビキニ不可)、キャップ、タオルをご用意ください。
- 3) 化粧・整髪料・湿布・絆創膏・テーピング・指輪・ネックレス・時計・眼鏡はすべて外してご利用ください。
シリコンバンドの活動量計のみプール内でご利用いただけます。
- 4) 遊泳用イヤホンをご利用の際は音漏れしない程度の音量にご配慮ください。
コード等が横にはみ出さないようゴーグルなどでとめてご利用ください。
なお、紛失、破損等についての責任は一切負いません。機器の管理には十分ご注意ください。
- 5) ビン、缶の飲料、携帯電話の持ち込みはご遠慮ください。(ペットボトル・水筒は可)
- 6) 入水前には必ずシャワーを浴び、十分な準備運動を行ってから入水してください。
- 7) ビート板・プルブイ・マルチボードは自由にご利用ください。
ツール使用後は青いカゴの中にお戻しください。
- 8) 25mプール、流水プール、ジャグジーはすべてキャップ着用でご利用ください。
- 9) 25mプール入水の際はプールサイドに腰かけてから入水してください。
- 10) 25mプールは右側通行でご利用ください。(2列歩行も禁止)
- 11) 25mプールは追い越し禁止です。
- 12) プール内で休憩する際はコースロープ側に寄り、中央をあけてください。
また25mプール同コースで休憩している人がいる場合、安全確保のためクイックターンはご遠慮ください。
- 13) 流水プールでの逆走は安全確保のため禁止となります。
- 14) スイム優先コースでのウォーキングは同コースに利用者が2名以上いる場合はご遠慮ください。
- 15) ストレッチマット利用後は消毒の上、マットを壁に立てかけてください。
- 16) 他の会員の迷惑となる行為(会員同士の泳法指導、コースを占拠する等)は、禁止となります。

第10条(ロッカールームにおいて)

ロッカールームにおいて、下記の注意事項をお守りください。

- 1) 携帯電話の通話は禁止となります。
- 2) 室内用シューズ、スリッパ等お脱ぎください。
- 3) ロッカーを離れる際には、必ずロッカーキーを掛けて携帯してください。
- 4) ロッカーは一人一箇所とし、物による置き置きは禁止となります。
- 5) 脱衣棚の使用は浴室ご利用時のみとし、1人1カ所までとさせていただきます。
- 6) ロッカー内は床が濡れると滑りやすいので、プール及び浴室からロッカーに移る際は必ず身体の水気を拭いてください。
- 7) 持ち込みドライヤー専用のコンセント以外で私物のコンセントのご利用は禁止となります。
- 8) ロッカー・ドライヤー・備え付けモップ・体重計などの共用品は使用後備え付けの消毒用タオルにスプレーを吹きかけ、お拭き取りください。
- 9) ロッカーを出る際、忘れ物の無いようご注意ください。尚、忘れ物はフロントにてお預かりしている場合がございますので、フロントにてご確認ください。保管期間は、2週間までとなります。
- 10) 下足ロッカー、更衣ロッカー及び契約ロッカーの鍵を無くされた方は880円(税込)をお支払い頂きますのでご了承ください。
- 11) 裸のまま椅子に座る行為は禁止となります。
- 12) 歯磨きは禁止となります。

第11条(浴室において)

浴室において、下記の注意事項をお守りください。

- 1) 浴室ご利用の際は、必ずタオルを持ち込んでください。
- 2) かけ湯を行ってから浴槽にお入りください。
- 3) お風呂場での歯磨き・洗濯・髪染め・除毛(顔の髭剃り以外)は禁止となります。
- 4) お手持ちのシャンプー・ボディーソープなどを置いての洗い場の取り置きはご遠慮ください。
- 5) 大声での会話は控えていただき、咳やくしゃみをする際にはタオルで口元を覆ってください。
- 6) 浴槽にて潜ったり、顔、頭をつけることや、頭から水をかける行為は禁止となります。
- 7) 必ず体の水気を拭いてからロッカーにお戻りください。

第12条(サウナにおいて)

サウナにおいて、下記の注意事項をお守りください。

- 1) 体調に無理のないようご利用ください。
- 2) タオル・サウナマットを置いての場所取りは禁止となります。
サウナマット使用後は、所定の位置に返却となります。
再度利用される際も、一度所定の位置に返却してください。
- 3) 寝ころんでの利用は禁止となります。
- 4) 大声での会話は控えていただき、咳やくしゃみをする際にはタオルで口元を覆ってください。
- 5) タオル・サウナマット以外の持ち込みは禁止です。(飲み物も禁止)
- 6) 室内でタオルを絞る、水を撒く行為はご遠慮ください。
- 7) 大きな動きを伴うストレッチは安全確保のためご遠慮ください。
- 8) かけ湯を行ってから浴槽をご利用ください。

第13条(除名について)

スタッフによる忠告を受けたにも関わらず、迷惑行為の改善が行われない場合、会員不適格とみなし、強制的に除名となります。

第14条(改正)

本利用規程の変更および追加はクラブの定めるところにより、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

付則

本利用規程は、平成27年1月1日から施行する
本利用規程は、平成27年10月1日から改定施行する
本利用規程は、令和3年6月1日から改定施行する
本利用規程は、令和4年9月1日から改定施行する
本利用規程は、令和4年12月1日から改定施行する
本利用規程は、令和5年6月1日から改定施行する
本利用規程は、令和7年11月1日から改定施行する

AquaMediEx